

# 当健康保険組合の マイナンバーに関する 安全管理措置



平成28年1月からマイナンバー制度が開始されているところですが、マイナンバーについては、従来の個人情報よりも厳格に取り扱うことが必要な特定個人情報となり、より厳格な保護措置が必要となります。

当健康保険組合は、個人番号利用事務実施者としてマイナンバーを取扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」等に基づく個人情報保護に関する規程の整備、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による特定個人情報保護評価等の安全管理措置について、平成28年2月24日に開催しました組合会において承認いただいたうえ実施しました。

## 個人情報保護に関する規程の整備

当健康保険組合のホームページ (<http://www.kinkidenshikenpo.or.jp/>) の「個人情報の保護について」に掲載しておりますのでご覧ください。

## 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを保有する前に、情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するものです。当健康保険組合の特定個人情報保護評価については、マイナンバー保護評価WEB (<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>) の特定個人情報保護評価書の検索から評価実施機関名に「近畿電子産業健康保険組合」を入力してご覧ください。

## 当健康保険組合へのマイナンバーの提出

### マイナンバーの提出が必要な加入者

住民票を有する被保険者及び被扶養者全員。(住民票を有する外国人を含む)  
特に扶養家族については、税法上の扶養親族ではなく、お子様を含め健康保険の被扶養者全員となりますのでご注意ください。

### マイナンバーの提出について(予定)

被保険者及び被扶養者のマイナンバーについては、平成28年10月から11月にかけて事業所を通じて提出していただく予定としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 届出書等へのマイナンバーの記載について

届出書等へのマイナンバーの記載については、平成29年1月以降の予定となっておりますので、それまでの間は記載しないでください。また、住民票などの添付書類についてはマイナンバーの記載がないもの、または、黒く塗りつぶすなどして判読できないものを提出してください。

### マイナンバーを活用した情報連携について

マイナンバーの活用による住民票等の添付書類の省略については、情報連携開始予定の平成29年7月以降の実施予定となっております。